

## 認可外保育施設利用者補助事業 ～第3期(12月～3月分)申請受付を開始～

認可保育所・認定こども園・小規模保育などを希望しながら入所待ちのため、認可外保育施設(市内外は問わない。ただし、企業や病院の職員向けなど、利用者を限定している施設を除く)を利用する世帯を対象に、経済的な負担を軽減するための利用料補助を行っています。

第3期(12月～3月分)の補助金の申請受付を行いますので、申請漏れのないようご注意ください。



申請期間(第3期)＝3月1日(木)～30日(金)必着

※29年度利用分の補助申請は3月30日が最終期限です。

提出が遅れた場合は、理由を問わず補助金は交付できませんのでご注意ください。

申請書類＝市役所本庁舎2階子ども支援課で配布。市ホームページからもダウンロードできます。12月から3月までの入所を希望しながら待機となっている児童の世帯には、申請案内を2月下旬に送付しますのでご確認ください。

その他＝補助金を受けるには、施設の利用状況などに一定の要件があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ＝〒669-1595 三輪 2-1-1 市役所本庁舎 2 階 子ども支援課(559-5073 FAX 563-3611)

## 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十回特別弔慰金)の請求期限がまもなく終了します

戦没者等の遺族に対する第十回特別弔慰金の請求期限は平成30年4月2日までです。請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、早めに手続きを済ませてください。

支給対象＝平成27年4月1日に、恩給法による公務扶助料や遺族年金などの給付を受ける人がいない場合に、次の順番で先順位の遺族1人に支給されます。

戦没者等の死亡当時の遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹 ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより順番が入れ替わる
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など) ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限る

支給内容＝額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間＝平成30年4月2日(月)まで

問い合わせ・請求窓口＝福祉総務課(559-5069 FAX 562-1294)

## 井戸水を下水道に排水している皆さんへ

下水道使用料は、下水道へ排水する水量を計測するのではなく、水道水の使用水量によって計算します。

井戸水の場合は、下水道に排水する水量が計測できないため、使用人数・形態の申告により使用水量を認定し、下水道使用料を計算しています。そのため、井戸水を下水道に排水する場合は、手続きが必要です。また、使用人数・形態に変更が生じた場合も手続きが必要です。詳しくは、下記にご連絡ください。

### ◆手続きが必要な場合

①井戸水の使用開始・休止・再開

引っ越しなどにより井戸水の使用を開始、休止または再開するとき

②使用人数の増減があった場合

転勤や結婚・出産などにより使用人数が増減があるとき

③使用形態が変わる場合

井戸水のみを使用していたが、新たに水道水と併用または水道水のみとするとき、水道水との併用から井戸水のみを使用とするとき

申し込み・問い合わせ＝下水道課(559-5120 FAX 559-0440)



## 交通メモ

【路面凍結対策を！】寒波による降雪や放射冷却による路面凍結によって、路上で立ち往生する車が多く、渋滞や交通事故の原因となっています。冬用タイヤやチェーンを装着した上で、凍結しやすい場所(橋の上・峠の北斜面)では、より慎重な運転をしましょう。万一、立ち往生しても車を放置せず、レッカー車の手配や警察へ連絡してください。問 三田警察署(563-0110)

交通事故発生状況			
区分	1月累計	対前年比	
件数	人身	36	+20
	物件	209	-21
	計	245	-1
傷者数	重傷	1	+1
	軽傷	43	+26
	計	44	+27
死者数	0	0	

## 募集 30年度 嘱託職員

### 【共通】

任用期間＝平成30年4月1日～平成31年3月31日 ※更新の可能性あり(条件あり)。

勤務条件＝週4日勤務 9時～17時

報酬＝月額以外に交通費別途支給

選考方法＝1次：書類選考 2次：面接(日時は後日お知らせ)

その他＝履歴書などの提出書類は返却しません。

### 【家庭教育学級運営コーディネーター】

募集人員＝1人

業務内容＝社会教育指導員(家庭教育学級の運営指導・コーディネート、合同運営委員会およびフォーラム開催など)

要件＝講座などの企画運営経験があり、パソコン(エクセル・ワードなど)の基本操作ができる人

報酬＝月額151,000円

申し込み・問い合わせ＝履歴書を郵送または持参で、〒669-1546 弥生が丘1-1-2 サンフラワービル2階 多世代交流館内 健やか育成課(562-0833 FAX 562-0933) ※随時面接し、決定次第締め切り



### 【道路等パトロール員】

募集人員＝若干名

業務内容＝道路等パトロール、軽易な維持補修作業

要件＝普通自動車運転免許(オートマチック車限定免許は不可)を持っている人

報酬＝月額150,800円

申し込み・問い合わせ＝2月28日必着、履歴書を郵送または持参で、〒669-1595 三輪 2-1-1 市役所本庁舎5階道路河川課(559-5101 FAX 563-3359)



### 【生涯学習コーディネーター】

募集人員＝1人

業務内容＝生涯学習カレッジ運営事務、生涯学習推進業務

要件＝社会教育主事資格または生涯学習コーディネーターなどの資格を有する人で、普通自動車運転免許を持ち、パソコン(エクセル・ワードなど)の基本操作ができる人

報酬＝月額151,000円

申し込み・問い合わせ＝2月28日必着、履歴書、職務経歴書、各種免許資格の証明書の写しを郵送または持参で、〒669-1595 三輪 2-1-1 市役所本庁舎4階文化スポーツ課(559-5144 FAX 563-7776)

## 募集 市霊苑の使用者

申込資格＝次の条件を全て満たす人

- ①市内在住の世帯主
- ②墓を主として管理できる
- ③永代使用料と年間管理料の合計額(下表)を納付期限(申し込み後、約20日以内)までに一括納付できる
- ④現在、市霊苑の使用者ではない

申込方法＝所定の申請書に記入・押印し、案内書に記載の必要書類を添えて下記

受付期間＝3月30日(金)まで ※9時～17時30分(土・日曜、祝日を除く)

区画の指定＝先着順

種類	永代使用料	年間管理料
普通地	750,000円	5,400円

※使用期間が6カ月未満となるため、初年度の年間管理料は2,700円  
※開門時間内は自由に現地を見学できます。市霊苑(下槻瀬748-1)

案内書配布・受付場所＝市役所本庁舎4階環境衛生課

※案内書の郵送を希望する場合は、住所、名前、電話番号、「市霊苑案内書請求」と明記して電話、ハガキ、ファクスのいずれかで下記

申し込み・問い合わせ＝〒669-1595 三輪 2-1-1 環境衛生課(559-5064 FAX 562-3555)



## 募集 自動販売機設置事業者

市有財産の有効活用を図るため、市有施設に清涼飲料水などの自動販売機を設置する事業者を募集します。※募集要項は下記3課の窓口で配布または市ホームページからダウンロード可。申し込みの受付は窓口のみ。募集要項配布および受付期間＝2月16日(金)～3月7日(水)9時～17時30分(土・日曜を除く)

選定日＝3月16日(金)13時30分～

設置施設	申し込み・問い合わせ
駒ヶ谷運動公園、学園東公園	市役所本庁舎5階公園みどり課(559-5110 FAX 559-7130)
心道会館、ガラス工芸館	市役所本庁舎4階文化スポーツ課(559-5093 FAX 563-7776)
有馬富士共生センター	市役所本庁舎4階協働推進課(559-5039 FAX 563-1360)